

研修先	直方市
日 時	2018年5月14日 14時～15時30分
場 所	直方市役所 6F 会議室
テーマ	公契約条例について
対応者 (講師)	総合政策部 財政課 課長 大場亨 総合政策部 財政課 契約係長 梅田賢一 議会事務局 議事係 川原国敬
概 要	<p>1. 平成25年12月議会において「直方市公契約条例」を制定 平成26年1月施行規則策定、4月より施行</p> <p>2. 目的（条例1条）：直方市が締結する公契約等に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする</p> <p>3. 内容：適正な賃金や労働条件等の確保 対象：工事 予定価格税込5千万円以上（H27までは1億円以上） 委託・指定管理 予定価格税込1千万円以上 労務報酬最低限度額：（工事・製造）時給1060円交通誘導警備員B ～時給3310円トンネル世話役 （市臨時職員を含むその他）時給865円</p> <p>4. 対象事業（H29）：44事業約30億円 ・建設工事・製造（学校改修など）12事業 ・業務委託（資源物収集、学童保育所運営等）30事業 ・指定管理（体育施設等）2事業</p> <p>5. 受注者の義務 ・対象の労働者に対して、労務報酬下限額以上の支払い ・下請業者・労働者への周知（下回ったら元受けが支払い義務） ・労務台帳の提出 ・関係者への調査協力</p> <p>6. 成果・波及効果 ・アンケート調査では、約7割が「地域経済・地域の活性化につながった」、約5割が「業務の質の向上につながった」と回答 ・工事：自社積算の徹底、重層下請けの排除（3次、4次受けがなくなる） 委託：過剰な価格競争の抑止</p>

・他 労賃をあげて労務態度がよくなった、意欲にもつながる

## 7. 予算への影響

工事：契約額の上昇なし

委託：一部見直し 庁舎管理運営・清掃・警備 700 万円増

学童保育所運営 800 万円増

## 8. 背景

①市の財政悪化に伴う行財政改革の推進により民間委託が加速

②地域経済停滞の中、入札制度改革により下支えを試みてきたが、  
発注量の確保もできず、併せて民間投資も少なく地元企業の疲弊が進んだこと

③雇用環境悪化の状況が続いていたこと



## 所 感

旧産炭地で厳しい財政の中で、先進的に公共工事や委託等の労働者の賃金・条件の適正化をめざす条例を策定・実施された直方市と関係者に敬意を感じる。労務報酬下限額 865 円、福岡県の最低賃金 789 円より 76 円高い。労働組合からの要求もあり市長の英断もあり実現したとのこと。全国で 9 自治体、岡山県以西では直方市以外には広がっていない中で、国が法制化すべきこと、ぜひ広げてほしいと強調されていた。

まだまだとはいえ、格差が是正され誰もが人間らしく暮らせる賃金と労働条件で働いてこそ、経済成長と子どもたちの健全育成につながると思う。本市や筑紫地区、県内で広げていけるよう頑張っていきたいと考える。  
—作成者 松崎百合子—